

# 社会福祉法人 留萌萌幼会

## 役員等の報酬及び費用弁償に関する規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人留萌萌幼会（以下「当会」という。）定款第23条第1項に規定する理事長の報酬及び定款第23条第2項に規定する理事、監事及び定款第9条に規定する評議員及び定款第6条第2項に規定する評議員選任・解任委員並びに関係人（以下「役員等」という。）の会議等への参加に係る費用弁償に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

### (報酬の額)

第2条 理事長の報酬は、月額 100,000円とする。

2 理事長以外の役員には、報酬を支給しない

### (報酬の支給方法等)

第3条 理事長の報酬は、当会給与規程に基づく支給方法とする。

2 報酬の支給に関わるその他の事項については、当会給与規程を準用する。

### (費用弁償の額)

第4条 役員等が理事長より招集または理事会の委任を受け、次の各号に掲げる業務等に従事した場合は、費用を弁償する。ただし、施設長等の施設職員が役員を兼務している場合、その者には支給しない。

(1) 理事会への出席

(2) 業務監査への出席

(3) 評議員会への出席

(4) 評議員選任・解任委員会への出席

(5) その他、当会の業務執行のための出務

2 役員等の日当は、日額5,000円とする。

### (費用弁償の支給方法)

第5条 役員等の費用弁償等は、職務従事後その都度現金で支給する。

### (旅費による費用弁償)

第6条 役員等が当会の依頼に応じ、業務のため出張した場合は、当会旅費規程を準用し、費用弁償として旅費を支給することができる。

### (改正)

第7条 この規程を改正するときは、評議員会の決議を経るものとする。

## 附 則

- 1 この規程は、議決の日から施行し、平成30年4月1日から適用する。
- 2 平成17年4月1日施行の役員費用弁償等支給要綱は、これを廃止する。
- 3 この規程は、令和5年4月1日から施行する。